

第 4786 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月 6日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模宅地等特例の老人ホーム

Q：老人ホームに入所した場合の小規模宅地等の特例要件が明らかになったそうですが、どのような老人ホームが対象になるのですか？

A：次の老人ホームです。

【解説】

平成25年度の税制改正では、被相続人の居住の用に供されていた宅地等で、一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供することができないものについても特定居住用宅地等として、小規模宅地等の特例の対象になるとしました。

一定の事由とは、①介護の必要のために入所したものであること、かつ②貸付け等他の者の居住の用に供した事実がないことをいい、①については、介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が、住居又は施設に入居又は入所していた施設で、次の施設としています。

- ・認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・障害者支援施設、共同生活援助を行う住居
この取扱いは、平成26年1月1日以後の相続、遺贈に適用されます。

